

キリシタン資料のゲズとその方言性

川口 敦子

要旨：キリシタン資料のバレット写本（1591 写）には、カラタチを意味するゲズという語が見え、これが文献上での最古の用例と考えられる。文献からは、18 世紀以来、ゲズはカラタチの九州方言であったことがわかる。バレット写本以外に近世より前の用例を見出すことはできないが、現在、「枳殻」「枳」をゲズ等と読む地名や姓が九州を中心に偏って分布しており、他の地域に名残も見あたらないことから、ゲズはかなり特定の地域に偏った語であることが窺える。『日本国語大辞典』第二版ではゲズをカラタチの古名とするが、むしろバレット写本の時代から方言であったと見るのが妥当であろう。バレット写本に現れるゲズの例は、方言に対して意識的であったはずのキリシタン宣教師が、それと気付かずに使用した方言の例と考えられる。

1. はじめに

1591 年にポルトガル人イエズス会士マノエル・バレットによって書写されたローマ字書き日本語文の文書集、通称「バレット写本」（ヴェチカン図書館所蔵 Reg. Lat. 459）⁽¹⁾には、日本語訳された新約聖書の福音書集（ミサ中に朗読する福音書）が収められている。そのうち、「聖霊御降臨後第七の主日」に朗読する福音書本文中に、ゲズという語が現れる。

JESVS Discipoloni notamauaqu, Ouelhano cauavoqui=/te naixinua vâcamenaru quiomejno Profetavo yojî/subexi. Sareba [sono xiuaza vomotte mixeraruru bexi. moxi] ybarayori budovo tori, guezu yori caqui/vo toru bequi ya?

ゼズス チシポロに宣はく、「オベリヤの皮を着て内心は^{おほかめ}狼なる虚名のポロヘイタを要心すべし。さればその^{しわざ}業を以て見せらるるべし。若し^{いばら}棘より葡萄を取り、げズより柿を取るべきや？
（バレット写本 33 v 「聖霊御降臨後第七の主日」）

この本文は、新約聖書の「マタイによる福音書」第 7 章 15-16 節からの引用である。当時のカトリック教会では、トリエント公会議（1546 年 4 月）でヴルガタ訳聖書を使用することを決定しており⁽²⁾、バレット写本所収福音書もヴルガタ訳かそれに近い版が原典と考えられる。ヴルガタ訳ラテン語聖書⁽³⁾を見てみると、該当箇所のゲズに相当する語は tribulis（単数形主格 tribulus）である。なお、現代語訳の『新共同訳聖書』⁽⁴⁾では「あざみ」と訳されている。

Adtendite a falsis prophetis qui veniunt ad vos in vestimentis ovium intrinsecus autem sunt lupi rapaces a fructibus eorum cognoscetis eos numquid colligunt de spinis uvas aut de tribulis ficus

（*Biblia Sacra Iuxta Vulgatum Versionem*, Mt 7.15-16）

「偽預言者を警戒しなさい。彼らは羊の皮を身にまとうてあなたがたのところに来るが、その内側は食欲な狼である。あなたがたは、その実で彼らを見分ける。茨からぶどうが、あざみからいちじくが採れるだろうか。

（『聖書 新共同訳』マタイによる福音書 7:15-16）

キリシタン資料ではこの「ゲズ」の例は他に見当たらず、この箇所は極めて稀な用例であると言える。辞書によれば、ゲズは「^{からたち}枳殻」の異名（『時代別国語大辞典 室町時代編』）、「植物『からたち（枸橘）』の古名」（『日本国語大辞典』第二版）とある。「異名」には方言の意味合いも含まれるだろうが、異名であるのなら、なぜ一般的と思われるカラタチの語を採らなかったのか。古名であるのなら、バレット写本所収福音書の訳者はなぜあえて古いと考えられる語彙を採ったのか。

本稿では、なぜバレット写本にカラタチではなくゲズの語が用いられたのか、キリシタン資料に現れる方言という視点から考察する。

2. ゲズ=九州方言

2. 1. tribulus の訳語

キリシタンの辞書類では、tribulus はどのように訳されているのであろうか。

『羅葡日対訳辞書』（1595 天草刊）⁽⁵⁾ では、tribulus を「ケイキョク（荆棘）」、「弓矢のときに巻きおく車菱」と訳している。

Tribulus, i Lus. Espinho, ou abrolho. Iap. Qeiquocu. ¶ Item, Abrolhos de ferro que se vsam na guerra de forma quadrangular. Iap. Yumiyano toqini maqivoqu curumabixi.

（『羅葡日対訳辞書』 p.838）

前者は植物、後者は兵器なので、バレット写本該当箇所の tribulus に対応する訳はケイキョクのほうである。

コリヤード『羅西日辞書』（1632 ローマ刊）⁽⁶⁾ には tribulus の項はないが、spina の訳語としてイギ（棘）、ケイキョク、イバラ（茨）の語が見える。

Spina, æ, espinas, igui, vel qeiquòcu

Spina, æ espinas, ibara

（『羅西日辞書』 p.127）

コリヤード自筆『西日辞書』⁽⁷⁾ には、ラテン語 spina に対応するスペイン語 espinas の訳語としてイバラとケイキョクがある。

espinas. ibara.

（コリヤード自筆『西日辞書』 8 r-29）

espinas. qeiquocu.

（コリヤード自筆『西日辞書』 25 r-27）

『日葡辞書』（1603-04 長崎刊）⁽⁸⁾ にゲズの語は現れない。カラタチは、見出し語としては立っていないが、Qeiquocu（荆棘）の項に説明として存在する。

Qeiquocu. Ibara, caratachi. Espinhos, ou tojos.

（『日葡辞書』 190 r）

*Qeiquocu. ケイキョク（荆棘）Ibara, caratachi. (いばら、からたち) いばら、または、とげのある植物¹⁾. * 1) 原文の tojos は 'はりえにしだ' をさす.* （『邦訳日葡辞書』）

キリシタンの辞書によれば、tribulus はケイキョクであり、ケイキョクとはすなわちイバラやカラタチのことであった。イバラやカラタチに共通するのは「とげのある植物」という点である。なお、現代語訳では「あざみ」と訳しているが、アザミにも同じ共通点がある。

キリシタンの辞書から導かれる tribulus の訳の可能性としてはケイキョク、イバラ、カラタチの三つがある。『日葡辞書』でケイキョクをさらにイバラ、カラタチと言い換えていることから、ケイキョクよりもイバラやカラタチのほうがよりわかりやすく適切な訳語であったと推測できる。イバラについては、バレット写本の該当箇所「de spinis uvas aut de tribulis ficus」

(新共同訳「茨からぶどうが、あざみからいちじくが」)で tribulus の直前に出てきた spinis (単数形主格 spina) を ybara (棘) と既に訳していたので、重複を避けて、tribulus の訳にイバラを採用しなかったと考えられる。

残る可能性はカラタチだが、ここでバレット写本はその異名であるゲズを採用した。カラタチとゲズが同じ植物を指すのであれば、彼らキリシタン宣教師たちが使う辞書にも載らないような語彙であるゲズよりも、より一般的なカラタチのほうを採るのが妥当ではないかと思われる。バレット写本に現れるゲズは、何を意味しているのであろうか。

2. 2. 文献におけるカラタチとゲズ

東条操『全国方言辞典』(東京堂 1951 (第5版 1952))によれば、ゲズは九州地方でカラタチを指す方言である。

げず 枳殻。からたち。西国(物類称呼)・筑前豊後(重訂本草)・筑後久留米(はまおき)・大分・宮崎・対馬・熊本・鹿児島。(東条操『全国方言辞典』第5版)

『日本方言大辞典』(小学館 1989)では、ゲズは山口県から九州にかけてのカラタチの方言であるとする。

げず ㊦植物。①からたち(枸橘)。長州※122 周防※122 西国※020 筑紫※005 豊後※039 山口県厚狭郡 799 長崎県対馬 913 熊本県 918 929 930 大分県大分郡・速見郡 938 宮崎県東諸県郡 954 《げじ》大分県玖珠郡 938 《げす》鹿児島県 003 054 062 《げし》鹿児島県肝属郡 970 《げすのき〔一木〕》宮崎県東諸県郡・宮崎市 947 ②こうじ(柑子)。大分県一部 030 《げし》宮崎県一部 030 ③ゆず(柚)。熊本県八代郡・天草郡 919 《げし》熊本県天草郡 919 ④くすどいげ(柞木)。《げすのき》長崎県壱岐島 916 ㊦→ぎり/げす(下種) (『日本方言大辞典』⁹⁾)

「カラタチ」は古くから文献に見られる語である。例えば『本草和名』(延喜年間〔901-923〕成立か)では「枳実」の項に「一名枳殻」「和名加良多知」とあり(56オ)¹⁰⁾、他の文献にも数多くの例がある。

では、「ゲズ」はいつ頃から文献に現れるのだろうか。

カラタチを意味するゲズの語を文献で確認できる例は、1591年のバレット写本より前には見当たらず、その後は宝永6年(1709)刊の貝原益軒『大和本草』¹¹⁾まで見当たらない。『大和本草』ではゲズが「筑紫」の方言であることが指摘されている。

枸橘<カラタチハナ/カラタチ>本草一名橘多^{ハナ}棘人家多收種テ為^{ハナ}藩籬- ○今案和名カラタチト云物ナリ葉細ナリ其木ハリ多キ故人家ウヘテ籬トシ盗ニ備フ是ヲジヤケツイバラト訓スルハ誤レリジヤケツハ雲実ナリ枸橘ノ実ノ形ハ蜜橘ノ如クニシテ臭ク酸シ不^レ可^レ食フ筑紫ニテゲズト云昔ヨリ国俗アヤマリテ是ヲ枳殻枳実トシテ菓ニ用ユ非也〔後略〕

(『大和本草』巻之十二)

安永4年(1775)刊の『物類称呼』¹²⁾にも同様の指摘がある。

枸橘 からたち○西国にて。げすといふ (『物類称呼』巻三)

これらの例から、18世紀初めには既に、ゲズは「カラタチの方言」と認識されていたことがわかる。

近代以降の辞書では、落合直文著・芳賀矢一改修『言泉』(大倉書店 第四版 1922)がゲズを項目として立てており、「西国の方言」と注記している。

げず【名】〔植〕からたち（枸橘）を云ふ。〈西国の方言〉（『言泉』第四版）

杉本唯三『植物和漢異名辞典』（立川書店 1929）や『大辞典』（平凡社 1935）では、カラタチの「別名」「異名」としてゲズを挙げているが、特に方言であるか否かについては言及していない。

〔からたち〕（一）枳殻（へんるうだ科）

別名 きこく、げず、じゃきち、じゃきつ、じゃけつぐい。

臭橘、洞庭奴隷、商穀、枸橘、醜橙樹、鉄籬塞、霹靂、

実 槌胸。

（『植物和漢異名辞典』）

ゲズ げず ^{からたち} 枳殻の異名。

（平凡社『大辞典』）

『日本国語大辞典』初版（第五巻、小学館 1973）、『時代別国語大辞典室町時代編』（第二巻、三省堂 1989）では、ゲズをカラタチの「異名」と説明しつつ、用例等で方言であることを示唆している。

げず〔名〕植物「からたち（枸橘）」の異名。*物類称呼一三「枸橘 からたち 西国にてげずといふ」*重訂本草綱目啓蒙一三二・灌木「枸橘 からたち げず 筑前・豊後」*浜荻（久留米）「げず 木の名 枳殻（からたち）也」方言〔山口県厚狭郡 770 福岡県博多 906 対馬 933 熊本県 947 大分県速見郡 956 宮崎県東諸県郡 966 《げず》鹿児島県 050

（『日本国語大辞典』初版）

げず ^{からたち} 「枳殻」の異名。 ^{イバラ} 「棘ヨリ葡萄ヲ取り、ゲズヨリ柿ヲ取ルベキヤ」（バレット文書福音）

【参考】「枸橘 からたち 西国にてげずといふ」（物類称呼三）

（『時代別国語大辞典 室町時代編』）

なお、『時代別国語大辞典 室町時代編』は、初めてバレット写本（＝バレット文書）の用例を採ったものである。この後に発行された『日本国語大辞典』第二版（第4巻、小学館 2001）では、初版になかったバレット写本の用例を筆頭に挙げ、さらに初版では「異名」としていた説明を「古名」と変えている。

げず〔名〕植物「からたち（枸橘）」の古名。*バレット写本（1591）「イバラヨリ ブドウヲトリ、guezuyori（ゲズヨリ）カキヲ トル ベキ ヤ」*物類称呼（1775）三「枸橘 からたち 西国にてげずといふ」*重訂本草綱目啓蒙（1847）三二・灌木「枸橘 からたち げず 筑前・豊後」*浜荻（久留米）（1840-52 頃）「げず 木の名 枳殻（からたち）也」〔後略〕

（『日本国語大辞典』第二版）

『日本国語大辞典』第二版における、ゲズがカラタチの「古名」という説明は、バレット写本の例を受けての解釈かと推測される。だが、古くから文献に例のあるカラタチに対して、16世紀末のバレット写本の用例が初出と見られるゲズをその「古名」とすることは、果たして適切なのだろうか。

3. ゲズの分布

文献からゲズの古い例を探ることには、現状では限界がある。そこで、比較的古い例を残していると思われる地名と姓の全国における分布を調査し、そこから考察する。

3. 1. 地名から

金井弘夫編『新日本地名索引』第三巻漢字篇（下）（アボック社 1993）、山口恵一郎・楠原祐介編『難読地名辞典』（東京堂出版 1978）、楠原祐介編『難読・異読地名辞典』（東京堂出版 1999）、『角川日本地名大辞典』（角川書店 1978-1990）、Google 検索により、「枳」の字を含む以下の地名が確認できる。⁽¹³⁾

これらの地名の「枳」または「枳殻」の読みは、①カラタチ ②キ（音読み） ③ゲズ系の3種類に分類できる。

①カラタチ

三重県松阪市小阿坂町枳（からたち）⁽¹⁴⁾

埼玉県埼玉郡上種足村枳（からたち）⁽¹⁵⁾

福島県二本松市針道字枳立（からたち）⁽¹⁶⁾

②キ

京都府大宮町周枳（すき）⁽¹⁷⁾

京都市下京区上枳殻馬場通（かみきこくのばんぼどおり）、下枳殻馬場通（しもきこくのばんぼどおり）⁽¹⁸⁾

③ゲズ系

福岡県八女郡矢部村北矢部枳殻（げず、げす）⁽¹⁹⁾

福岡県八女郡矢部村山枳殻（やまげす）⁽²⁰⁾

熊本県阿蘇郡阿蘇町永草枳（けず）⁽²¹⁾

熊本県阿蘇町上枳原（かみげずばる）⁽²²⁾

熊本県阿蘇町中枳原（なかげずばる）

熊本県阿蘇町下枳原（しもげずばる）

熊本県阿蘇町上枳浦（かみげずうら）

熊本県阿蘇町中枳浦（なかげずうら）

熊本県阿蘇町下枳浦（しもげずうら）

熊本県八代郡坂本村市ノ俣枳之俣（げずのまた）⁽²³⁾

大分県前津江村赤石枳払（けずばらい、げずばらい）⁽²⁴⁾

宮崎県高千穂町上野枳原（けつわら、げずわら、げずはら）⁽²⁵⁾

宮崎県高千穂町下野枳（けつ）⁽²⁶⁾

これらの地名を見ると、ゲズ系の読みを採る地名は九州（福岡県、熊本県、大分県、宮崎県）に限られていることがわかる。

ただし、これらの読みについて、近世以前まで遡れる資料は乏しい。

熊本県八代郡坂本村（現・八代市坂本町）の「枳之俣」は、明和9年（1772）成立の『肥後国誌』に「下須俣川 小川也水源ハ球磨郡ノ境黒塚山マタハーノ俣村ノ山野ヨリ出中津道川ニ落合ヒ熊川ニ流入ル」⁽²⁷⁾とあり、「下須」はおそらく「ゲズ」と読んだと推測されるが、この読みがいつ「枳」の表記と結びついたかはわからない。

宮崎県高千穂町上野の「枳原」については、現在は上野神社と合祀されている枳原八幡⁽²⁸⁾に関する資料がある。藤寺非宝編『日向国臼杵郡 高千穂八十八社対照一覧表』⁽²⁹⁾によると、『田尻正本延宝貳年 高千穂十八村神明帳』には「八幡 げず原」とあるが、この延宝2年（1674）の古文書が「枳原」に関する最古の資料であると言われている⁽³⁰⁾。同表によれば、

『日州高千穂八十八社神明記』には「八幡宮 げず（枳）原」とあるが、この「枳」の字は後補の可能性もある。ゲズの読みが直接「枳」の字と結びつくと確定できる資料は、明治に入るまで見いだすことが出来ない⁽³¹⁾。

なお、地名ではないが、佐賀県杵島郡白石町にある須古城跡には、かつて「枳殻土手」という防塁が存在した。須古城は12世紀半ばに城として使用され、室町時代には平井氏の居城となったが、天正2年（1574）に龍造寺隆信によって落城し、翌年から大規模な改修がなされたとされる。『九州治乱記』（享保年間に成立か）には、

爰に於て、双方和平の衆議ありしに、隆信も経治も互に納得せられ、佐嘉と須古和与に決定し、即ち経治の弟平井左衛門大夫直秀（左近大夫とも）を、隆信の婿に契約あり。高岳城の大溝枳欄土手を崩されけり。

（『九州治乱記』巻之十六「龍造寺隆信重ねて須古城攻 附和平の事」）とあって⁽³²⁾ 枳殻土手を平井氏時代のものとするが、渡部俊哉氏は平成20年の発掘調査を基に、平井経治の須古城が隆信により落城するのは天正二年（一五七四）のことである。『九州治乱記』や『直茂公譜』には須古城の施設として、大城戸・城の北一間堀や枳殻土手などと記されているが、各日に平井氏時代の所産と判断できる部位はほとんど残っておらず、中心部の小丘西端に存在する一本の堅堀が、その可能性を持つ唯一の遺構である。

と、枳殻土手が平井氏時代のものではない可能性を示唆する⁽³³⁾。枳殻土手が仮に龍造寺隆信時代のものだとしても、その名称がいつ頃からあったのかは不明である。『白石町史』では「枳殻土手」とフリガナを振るが⁽³⁴⁾、この読みの根拠ははっきりしない。

鍋島直茂（1538-1618）の年譜である『直茂公譜』には、

同年〔引用者注・天正2年（1574）〕の春、隆信公、塚崎の後藤伯耆守貴明・須古の平井武蔵経治を可被攻とて、〔中略〕同年六月、公の御計ひにて、平井が弟直秀を御賺し、〔中略〕直秀頓て須古の城へ入替り、佐嘉と和平のため、枳土手を崩し埋む、〔後略〕

（『直茂公譜』第二）

とあり⁽³⁵⁾、「枳土手」の「枳」に「ゲズノキ」のフリガナが見える。引用した本文は『直茂公譜』のうち現存最古とされる五冊本を底本としており、これには延享四年（1747）の奥書があるが、「小川俊方が享保年中（一七一六～三五）に『直茂公譜』を編纂している」ことから、享保段階まで溯るものとされている⁽³⁶⁾。フリガナがいつ振られたものかという問題は残るが、書写段階からであっても延享四年頃のものとする事はできよう。

「枳殻」「枳」をゲズ等と読む確定的な証拠は、近世より前の資料には見いだすことができなかったが、その分布には明らかな傾向が見て取れる。「枳殻土手」の例も含め、ゲズ系の地名は九州ばかりである。一方、カラタチと読む地名は本州に散見するが、九州の地名で「枳・枳殻」をカラタチと読む例は見あたらない。枳殻・枳＝ゲズ系の地名は九州に限られていると言って良いだろう。

3. 2. 姓から

『日本姓氏大辞典 表記編』（角川書店1985）には、「枳」の字が含まれる姓として、「枳本 ゲズモト」「枳根 ケンノキ」「枳殻 キコク ゲシ ゲス ゲズ」「枳豆志 キズシ」を挙げている。このうち「枳根」はケンボナシのことであり、カラタチとは無関係である。

「枳殻」姓と、カラタチを意味する「枳」を含む姓について、全国での分布をNTT発行の

電話帳『ハローページ』の個人名で世帯数を調査した⁽³⁷⁾。『ハローページ』への個人名の掲載は同意した場合に限られているので全ての世帯を把握できるわけではないが、2009年度末で27,276,000件を掲載しており⁽³⁸⁾、平成17年度国勢調査による10月1日時点の総世帯数が49,566,305世帯である⁽³⁹⁾ことを考えると、ある程度の傾向を示すに足る件数が掲載されていると言える。また、『ハローページ』記載の個人名にはフリガナは振られていないが、五十音順に配列されているので、例えば同じ「枳殻」姓でも「か」の項にある場合は「カラタチ」、「き」の項にある場合は「キコク」、「け」の項にある場合は「ゲズ」と読むのだと推定できる。なお、別番号で登録されていても姓名と住所の地番まで同じ場合は同一世帯とし、別姓名で登録されている場合は住所が同一でも別世帯として数えた。次の【表】に、都道府県ごとの数を示す（括弧内は市町村単位での内数）。

【表】ハローページ掲載の「枳殻」「枳ー」姓の全国分布

(漢字)	カラタチ		キコク		ゲズ系					
	枳 殻		枳 殻		枳 殻		枳 本		枳 原	
北海道	0		4	根室市 (3) 苫小牧市 (1)	2	札幌市 (2)	0		0	
青森県	0		0		0		0		0	
岩手県	0		0		0		0		0	
宮城県	0		0		0		0		0	
秋田県	0		0		0		0		0	
山形県	0		0		0		0		0	
福島県	0		0		0		0		0	
茨城県	0		1	城里町 (1)	0		0		0	
栃木県	0		0		0		0		0	
群馬県	0		0		0		0		0	
埼玉県	0		2	東松山市 (1) 越谷市 (1)	1	草加市 (1)	0		0	
千葉県	0		0		0		0		0	
東京都	0		1	青梅市 (1)	0		0		0	
神奈川県	0		0		0		0		0	
新潟県	0		0		0		0		0	
富山県	0		0		0		0		0	
石川県	0		1	輪島市 (1)	0		0		0	
福井県	0		0		0		0		0	
山梨県	0		0		0		0		0	
長野県	0		0		0		0		0	
岐阜県	0		0		0		0		0	
静岡県	0		0		0		0		0	
愛知県	0		0		0		0		0	
三重県	0		0		0		0		0	
滋賀県	0		0		0		0		0	

(漢字)	カラタチ		キコク		ゲズ系		
	枳 殻		枳 殻		枳 殻	枳 本	枳 原
京 都 府	0		0		0		0
大 阪 府	0		1 四条畷市 (1)		0	1 岸和田市 (1)	0
兵 庫 県	0		0		0		0
奈 良 県	0		1 三宅町 (1)		0		0
和歌山県	0		0		0		0
鳥 取 県	0		0		0		0
島 根 県	0		0		0		0
岡 山 県	0		0		0		0
広 島 県	0		8 府中市 (6) 福山市 (2)		0	1 北広島町 (1)	0
山 口 県	1 岩国市 (1)		0		0	3 下関市 (2) 下松市 (1)	0
徳 島 県	0		0		0		0
香 川 県	0		0		0		0
愛 媛 県	0		0		0		0
高 知 県	0		0		0		0
長 崎 県	0		0		0		3 諫早市 (3)
佐 賀 県	0		0		0		1 太良町 (1)
福 岡 県	0		4 北九州市 (2) 大牟田市 (1) 行橋市 (1)		2 北九州市 (2)	0	0
大 分 県	0		0		0	1 別府市 (1)	0
熊 本 県	0		1 熊本市 (1)		0		0
宮 崎 県	0		0		0		0
鹿 児 島 県	0		0		0		0
沖 縄 県	0		0		0		0
合 計	1		24		5	6	4

「枳殻」姓は福岡県と広島県を中心に全国に散見するが、その多くは「キコク」と読む例である。転居などの問題もあるので一概には言えないが、枳・枳殻の字で「ゲズ」系の読みを取る姓は、北部九州（福岡県、大分県、佐賀県、長崎県）と山口県、広島県に集中して分布していると言える。

4. おわりに

以上の調査から、ゲズの分布には強い地域性があり、それは主に九州地方にほぼ限られるということがわかった。また、バレット写本以前にゲズの例は見当たらず、ゲズをカラタチの「古名」とするのは妥当ではないと考えられる。ゲズはバレット写本の時代でも既に九州方言であった可能性が高い。

バレット写本所収福音書の翻訳者が誰であるかは不明だが、当時イエズス会宣教師の主な活動

拠点が九州地方であったことや、バレット神父がこの写本を筆写したのが大村の坂口か加津佐（長崎県）、あるいは天草（熊本県）と推定される⁽⁴⁰⁾ことを考え合わせると、日常的に九州の言葉に接していた人物による翻訳であったとしても不思議はない。

『日葡辞書』や『日本大文典』に日本の方言について詳しく言及があるように、キリシタン宣教師は日本語の方言、特に都の言葉（中央語）と「下」^{シキ}（九州）の言葉の違いを意識し留意していたが、それでもゲズのように、キリシタンの辞書にも記載されない語彙が紛れて現れることがあるのである。「枳殻」のように、キリシタン資料で滅多に使用されない語彙こそ、その地方で使われる方言が、それと気づかれずに現れるのである。

キリシタン資料の方言と言うと、辞書や文典に注記があるもの以外は見落としがちであるが、注記のない語彙にも、九州地方独特の語彙が潜んでいる可能性は高いのである。

〔付記〕

- ・引用文等の漢字は新字体に統一した。なお、引用文中の下線はすべて引用者によるものである。
- ・本稿は「宣教に伴う言語学（第二期）」平成22年度第1回研究会（平成22年10月3日、於東京外国語大学本郷サテライト）で行った報告を基に、改訂と加筆を行ったものである。

なお、地名の読みとその資料に関して、白石町教育委員会生涯学習課生涯学習係の渡部俊哉氏、八代市教育委員会文化課の山崎撰氏、高千穂町歴史民俗資料館学芸員の緒方俊輔氏、宮崎県立図書館情報提供課情報提供（相談）担当の鈴木氏より、多くをご教示いただきました。末尾ながら、この場を借りて御礼申し上げます。

註

- (1) 原文および翻字は『キリシタン研究』第七輯・第七輯別冊（吉川弘文館1962）による。翻字の[]内は欄外の書き入れ補注による。
- (2) H. デンツィンガー編・A. シェーンメッツァー増補改訂・浜寛五郎訳『改訂版カトリック教会文書資料集：信経および信仰と道徳に関する定義集』（エンデルレ書店1982）p.271。
- (3) テキストとして *Biblia Sacra Iuxta Vulgatum Versionem*. Deutsche Bibelgesellschaft, 1969 (1994) を使用。
- (4) 『聖書 新共同訳』（日本聖書協会1987, 1988 (1999))。
- (5) 本文はライデン大学図書館蔵 *Dictionarium Latino Lusitanicum, ac Iaponicum* (1595) による（筆者撮影）。語句索引は金沢大学法文学部国文学研究室編『ラホ日辞典の日本語』（勉誠出版2005）参照。
- (6) 大塚光信解題『羅西日辞書』（勉誠社1979）。
- (7) 大塚光信・小島幸枝編『コリヤード自筆 西日辞書』（臨川書店1985）。
- (8) 原文の引用は大塚光信解説『エヴォラ本日葡辞書』（清文堂1998）、対訳は土井忠生・森田武司・長南実訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店1980）による。
- (9) 出典記号の「※005」は貝原益軒『大和本草』（1708）、「※122」は田智庵貫通『両国本草』（1737）、「※020」は越谷吾山『物類称呼』（1775）、「※039」は山野南山『重訂本草綱目啓蒙』（1847）である。
- (10) 与謝野寛・正宗敦夫他編『日本古典全集 本草和名』上巻（日本古典全書刊行会1926）。
- (11) 九州大学蔵本。学校法人中村学園電子図書館
(http://www.nakamura-u.ac.jp/~library/lib_data/index.html) の画像データ参照。

- (12) 正宗敦夫編『日本古典全集 片言 物類称呼 浪花聞書 丹波通辞』（日本古典全集刊行会 1931）p.90。
- (13) 長野県上田市大屋に「枳立」の小字名がある。『角川日本地名辞典 20 長野県』「小字一覧」p.1635 小県郡〔大屋村〕の項目には「枳立」とあるのがそれかと思われるが、本来の表記がはっきりしないので本稿では除外しておく。
- (14) 『角川日本地名大辞典 24 三重県』「小字一覧」p.1547 に松阪市小阿坂町の小字として「枳^{カラクチ}」とある。現地には枳城跡（阿坂城の出城とされる）がある。
- (15) 現・埼玉県北埼玉郡騎西町上種足。『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』p.1410 に埼玉郡上種足村の小字として「枳^{カラクチ}」とある。
- (16) 『角川日本地名大辞典 7 福島県』「小字一覧」p.1288 に針道村の小字として「枳立^{カラクチ}」とある。
- (17) 現・京都府京丹後市大宮町。読みは『角川日本地名大辞典 26 京都府 上巻』による。
- (18) 読みは『新日本地名索引』および『日本分県地図地名総覧』（人文社 1993）による。
- (19) 現・福岡県八女市矢部村。『現代日本地名よみかた大辞典』には「げず」、『新日本地名索引』には「げす」とある。
- (20) 現・福岡県八女市矢部村。読みは『新日本地名索引』による。
- (21) 現・熊本県阿蘇市。読みは『新日本地名索引』による。『角川日本地名大辞典 43 熊本県』の「小字一覧」では阿蘇町永草の項目にこの字名の記載がない。
- (22) 以下、下枳浦までの小字の読みは『角川日本地名大辞典 43 熊本県』「小字一覧」p.1591 による。
- (23) 現・熊本県八代市坂本町。『難読地名辞典』p.248、『難読・異読地名辞典』p.260 には「げずのまた」とある。「げずのまた」の読みは『新日本地名索引』『日本分県地図地名総覧』による。八代市教育委員会文化課の山崎撰氏のご教示によれば、地元では「げず」と読まれているとのことである。
- (24) 現・大分県日田市前津江町。『日本分県地図地名総覧』（人文社 1993）には前津江村赤石の小字として「字枳^{げばい}弘」とある。『難読・異読地名辞典』p.260 には「げずばらい^{（シマノ）} 宮崎県日田郡前津江村赤石一。」とあるが、「大分県」の誤りである。
- (25) 『角川日本地名大辞典 45 宮崎県』「小字一覧」p.1059 に「枳原^{ケツハラ}」とある。高千穂町歴史民俗資料館学芸員の緒方俊輔氏のご教示によれば、地元では「げずはら」または「げずわら」と発音しているとのことである。
- (26) 『角川日本地名大辞典 45 宮崎県』「小字一覧」p.1059 に「枳^{ケツ}」とある。
- (27) 森本一端著・水島貴之校補・後藤是山編『肥後国誌』下巻「八代郡」（青潮社 1971）p.318。
- (28) 宮崎県神社庁編『宮崎県神社誌』（宮崎県神社庁 1988）p.531。
- (29) 高千穂保存会編『日向国臼杵郡高千穂宮文献資料 六』（高千穂保存会 1939）。
- (30) 緒方俊輔氏のご教示による。なお、高千穂町内には古文書が多いが、中世文書は少なく、痛みも激しいために調査不能なものもあるとのことである。
- (31) 明治 17 年（1884）に完成した『日向地誌』には、「枳原神社」について「枳原ニアリ」と記すがフリガナはない（野口逸三郎校訂・解題『日向地誌（復刻版）』青潮社 1976, p.978）。字地としては「枳原」ではなく「槐原^{ケス}」とあって（同 p.976）、誤記または誤写の可能性はあるが、「ゲズ」のフリガナがあることから、現在の枳原を指す例と見なして差し支えないかと考える。
- (32) 肥前史談会『肥前叢書・第二輯』（青潮社 1973）p.213。
- (33) 渡部俊哉「須古城について」『葉隠研究』67、2009。渡部氏によれば、佐賀県教育庁社会教育・文化財課の宮武正登氏の指摘に拠るところが多いとのことである。
- (34) 白石町史編纂委員会『白石町史』（白石町 1974）p.152。
- (35) 佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第一巻（佐賀県立図書館 1993）p.24-25。
- (36) 『佐賀近世史料』第一編第一巻『鍋島直茂公譜』等解題』参照。
- (37) 『ハローページ』は、2010 年 10 月の時点で閲覧可能な最新版を調査した。
- (38) タウンページ NET 内「タウンページ博物館 数字で見る電話帳」
(<http://tpnet.nttds.co.jp/museum/002.html>) による。『タウン&ハローページ』の件数は含まれない。

- (39) 総務省統計局ホームページ「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」のうち「全国 4 世帯の状況」(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/kihon1/00/04.htm#a01>) より。
- (40) 拙稿「「バレット写本」の成立とその周辺 ―飾り模様を手がかりとして―」『京都大学国文学論叢』6、2001 参照。